

西川町営繕工事週休2日確保工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、町が発注する営繕工事の工事現場において、週休2日確保工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日確保工事

本要領に基づき週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

ア 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

イ 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(4) 4週8休以上

ア 月単位の4週8休以上

対象期間内の全ての月ごとの現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日）以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の割合が現場閉所（現場休息）で28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、現場閉所（現場休息）日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

イ 通期の4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日）以上の状態をいう。

(5) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(6) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(7) 現場閉所（現場休息）率

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

(8) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する発注形式

(9) 受注者希望型

受注者が、週休2日に取り組むことを選択する発注形式

(対象工事)

第3条 町が発注する全ての営繕工事を週休2日確保工事の対象とする。ただし、次に該当する工事は除くものとする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 緊急を要する工事

(2) 対象期間が30日未満の工事

2 発注者指定型で発注することを原則とするが、現場条件等から第4条第3項による適正な工期の確保が困難な場合は、受注者希望型で発注することができる。

(発注方式)

第4条 発注者は、発注者指定型による月単位の週休2日確保工事で発注することを原則とするが、改修工事等で施設運営の都合上、一定期間に集中的に施工することを要する工事は、発注者指定型による通期の週休2日確保工事とすることができる。

2 発注者は、現場条件等から、第6条に規定する適正な工期の確保が困難な場合は、受注者希望型で発注することができる。この場合において、月単位の週休2日と通期の週休2日のいずれを採用するかは、受注者が選択することができる。

3 一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(発注者指定型による週休2日確保工事の取扱い等)

第5条 発注者指定型による週休2日工事は、次の各項のとおり取り扱う。

2 発注者は、4週8休以上を前提に、労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

3 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に、当該工事が発注者指定型による週休2日確保工事である旨を記載し、月単位の週休2日又は通期の週休2日のいずれによるものか明示する。

4 受注者は、週休2日の達成を理由に後期の延長変更を請求することはできない。

5 受注者は、当初予定していた現場閉所（現場休息）日に発注者が緊急の作業を要請した場合や、現場見学会等の対応を行った場合は現場閉所（現場休息）日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。

- 6 現場閉所（現場休息）の実施が、発注者が指定した月単位又は通期の4週8休に満たない場合、現場閉所（現場休息）状況に応じて労務費の補正を減じて積算した工事費により減額変更を行う。
- 7 発注者は、現場閉所（現場休息）状況に応じて、工事成績評価において評価する。

（受注者希望型による週休2日確保工事の取扱い等）

第5条の2 受注者希望型による週休2日確保工事は、次の各項のとおり取り扱う。

- 2 発注者は、週休2日確保工事の係る労務費の補正を行わず工事費を積算して、予定価格を作成する。
- 3 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に、当該工事が受注者指定型による週休2日確保工事である旨を記載する。
- 4 受注者は契約締結後、施工計画書提出前に週休2日確保工事について協議を行うものとする。なお、実施しない場合であってもペナルティは科さない。
- 5 受注者は、週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできない。
- 6 受注者は、当初予定していた現場閉所（（現場休息）日に発注者が緊急の作業を要請した場合はや現場見学会等の対応を行った場合は現場閉所（現場休息）日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。
- 7 4週8休以上の現場閉所（現場休息）を達成した場合、現場閉所（現場休息）の実施状況に応じて労務費を補正し積算した工事費により増額変更を行う。
- 8 発注者は、現場閉所（現場休息）状況に応じて、工事成績評価において評価する。

（適切な工期の確保）

第6条 発注者は、余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方に基づき、全体工事のしわ寄せがないよう設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

（現場閉所（現場休息）の確認方法）

第7条 発注者は、次に掲げるとおり現場閉所（現場休息）状況等を確認する。

（1）現場閉所（現場休息）の確認方法

ア 工事着手前

- （ア） 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、月尾単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認する。
- （イ） 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- （ウ） 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。

イ 工事着手後

- （ア） 監督職員は工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領

し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で行う。

（イ） 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）に日数を確認する。

（ウ） 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

（２） その他留意事項

ア 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

イ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

ウ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適正に実施する。

エ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

オ 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

（３） 週休２日確保工事の見える化

（４） 週休２日確保工事において４週８休以上の現場閉所（現場休息）を達成した場合、発注者は主任（監理）技術者に対して「週休２日確保工事实施証明書」を発行する。

（その他）

第８条 工事費の積算については別紙１に基づくものとする。

２ 工事成績評価については別紙２に基づくものとする。

（アンケートの実施）

第９条 受注者は、週休２日確保工事の実施の有無にかかわらず、発注者がアンケートを行う場合は協力するものとする。

附 則

この要領は、令和６年５月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年５月１日から施行する。

営繕工事における週休 2 日確保工事における工事費の積算について

1 工事費の積算方法

対象期間中の現場閉所の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

- (1) 月単位の 4 週 8 休以上 1. 0 4
- (2) 通期の 4 週 8 休以上 1. 0 2

2 単価の補正方法等

山形県営繕工事週休 2 日確保工事实施要領（令和 5 年 7 月 1 日山形県施行）に定める単価の補正方法等を準用する。

3 当初（発注）時の積算

(1) 発注者指定型

月単位の 4 週 8 休以上又は通期の 4 週 8 休以上いずれか指定する方の補正係数により労務費を補正し、工事費を積算する。

(2) 受注者希望型

労務費の補正は行わず、工事費を積算する。

4 変更（精算）時の積算

変更（精算）時に工事費を積算することを基本とするが、現場閉所を確認でき次第、積算できるものとする。

(1) 発注者指定型

ア 月単位の週休 2 日を指定した場合

現場閉所（現場休息）が、月単位の 4 週 8 休に満たないが通期の 4 週 8 休を達成している場合は補正係数を 1 (2) に変更し、4 週 8 休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金のうち労務費補正分を減額変更する。

イ 通期の週休 2 日を指定した場合現場閉所（現場休息）が、4 週 8 休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金のうち労務費補正分を減額変更する。
なお、月単位の 4 週 8 休を達成した場合は補正係数を 1 (1) に変更し、請負代金のうち労務費補正分を増額変更する。

(2) 受注者希望型

4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を達成した場合は、現場閉所（現場休息）状況に応じた 1 (1) 又は 1 (2) の補正係数を労務費に乗じて、増額変更する。

営繕工事における週休 2 日確保工事における工事成績評定の取扱いについて

1 方針

週休 2 日確保工事を実施した工事について、発注形式によらず現場の閉所状況に応じて工事成績評定における評価を行う。

発注者指定型の形式で発注された工事で 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）が確保されなかった場合であっても工事成績評定の減点を行わない。

受注者希望型の形式で発注された工事は、契約後の協議により週休 2 日に取り組むため、現場閉所（現場休息）の状況にかかわらず工事成績評定の減点を行わない。

2 評価方法

監督職員の 2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

ア 月単位の週休 2 日を達成した場合（次の 2 項目を評価）

- ・「休日・代休の確保を行っている。」
- ・「その他（月単位の週休 2 日を実施している。）」

イ 通期の週休 2 日を確保した場合（次の 1 項目を評価）

- ・「休日・代休の確保を行っている。」